

税の申告は 期間内に

☎ 税務会計課 課税係 ☎ 0943-32-1114

2月初旬、町県民税や国民健康保険税、所得税の申告が必要と思われる人へ申告書を発送します。
収入がない人や申告書が届かない人も、申告の必要がある場合があります。

申告期間

注意：小学校区ごとに期間が違います！

- 上・下広川校区：2月15日～22日・3月4日～8日（土・日除く）
- 中広川校区：2月26日～3月1日・3月11日～15日（土・日除く）
- 時間：9:00～15:30（今年度から受付時間が変わりました）
- 会場：広川町役場 1階 多目的スペース ※日曜開庁日（3月3日）は申告業務を行いません。

青色申告や消費税・贈与税などの申告は八女伝統工芸館で

入場整理券が必要です！

そのほか、以下の申告は広川町で受け付けできません。

- ・土地や建物、株式などの譲渡所得がある人の申告
- ・初年度の住宅ローン控除の申告
- ・商品先物取引や暗号資産に係る所得がある人の申告

【会場】八女伝統工芸館（八女市本町 2-123-2）

【期間】2月16日～3月15日（土・日・祝を除く）

【受付時間】9:00～16:00

※原則、申告書の作成は自身のスマートフォンで。

令和6年度からの変更点

森林環境税の創設

森林の整備・促進に関する施策に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課されます。個人住民税の均等割と合わせて年間1,000円が課税され、県民税・町民税と合わせて町が徴収します。東日本大震災復興基本法などに基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乘せられていた「復興特別税」は令和5年度で終了します。

国外居住親族に係る扶養控除などの見直し

扶養控除などの対象となる「国外居住親族」の要件が厳格化され、原則、30～69歳の人除外されます。ただし、以下の人は扶養控除などの対象とすることができます。

1. 留学により国内に住所および居所を有しなくなった人
2. 障がいがある人
3. 納税義務者から、前年中に生活費や教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

上場株式などの配当所得や譲渡所得に係る課税方式の統一

上場株式などの配当所得や譲渡所得に係る所得の課税方式について、所得税の課税方式と一致させることになります。令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

申告に必要なもの

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	申告者本人と扶養親族のもの。または通知カード + 運転免許証・健康保険証など。 代理人の場合は、①申告者のマイナンバーカード（または通知カード） ②申告者の 運転免許証・健康保険証など ③代理人の運転免許証・健康保険証など ④委任状
------------------------------------	--

↓ 以下はあてはまる人のみ ↓

<input type="checkbox"/> 申告書	広川町役場税務会計課から申告書が送られてきた人は、その通知
<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用者識別番号などがわかる書類	税務署から確定申告のお知らせ（はがき）が送られてきた人は、そのはがき
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本）	給与所得者や年金受給者の場合 確定申告への添付は必要ありませんが、確認のために持参ください。町県民税申告への添付は必要です。
<input type="checkbox"/> 保険会社の支払調書	個人年金などがある場合
<input type="checkbox"/> 支払機関から発行された支払証明書	生命保険などの満期返戻金を受けた場合
<input type="checkbox"/> 控除証明書	生命保険や地震保険などの保険料を支払っていた場合や寄付金控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 社会保険料の支払証明書（または領収書）	国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などを支払っていた場合
<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳	申告者本人や被扶養者に障害があり、障害者控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 医療費に関する書類 （明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など）	医療費控除を受ける場合は、事前に人別・病院別に合計額を計算し「医療費控除の明細書」を作成してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、補てん金額を記録しておいてください。 特例を受ける場合は、一定の取り組みを行ったことがわかる書類（領収書や結果通知表など）が必要です。 診療や治療に必要な補聴器の購入費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は医療費控除の対象になります。控除を受けるには「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」の写しなど、補聴器が診療などに必要である旨を証明する書類が必要です。
<input type="checkbox"/> 収支内訳書（収入や経費を記入したもの）、必要経費の領収書など	農業所得や営業所得、不動産所得がある場合 事前に収入・経費の科目ごとに領収書を分類・集計し「収支内訳書」を作成してください。
<input type="checkbox"/> 申告者名義の口座（金融機関、支店名、口座番号）がわかるもの	所得税の還付申告（または振替納税）をする場合

※そのほか書類などが必要になる場合があります。

マイナポータルから情報が取得できるようになりました

【収入関係】

給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票・株式の特定口座

【控除関係】

医療費・ふるさと納税・生命保険・地震保険・社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）・iDeCo・小規模企業共済掛金・住宅ローン控除関係

申告時間の短縮にご協力を

- ・混雑を防ぐため、スムーズな申告相談にご協力をお願いします。
- ・収支内訳書などの申告に必要な書類を作成していない場合、別室で作成後の申告相談になりますので、必ず作成してご来場ください。